

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

別海町立上西春別小学校 令和6年（2024年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめ見逃しゼロに向け、組織的に対応していきます。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

上西春別小学校 いじめ防止基本方針 (概要)

- いじめに対する緊張感を持ち、学校の内外を問わず、いじめが行われなないようにします。
- いじめが許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにします。
- 学校・町・教育委員会・家庭・地域・その他関係者の連携のもと、いじめ問題解消に取り組んでいきます。

上西春別小学校 いじめ対策組織 の役割や活動

- いじめ対策委員会の設置～校長・教頭・担任・主幹教諭・教務主任・生活部長・養護教諭・特別支援コーディネーターで組織し、いじめ問題に対して、速やかに話し合いを行い、解消に努めていきます。
- 児童会・PTA・学校運営協議会と連携していきます。
- スクールカウンセラー・警察・児童相談所とも連携し、いじめ問題解消に取り組んでいきます。

本校の いじめ防止 プログラムの活動

- 次の取組により、いじめの早期発見・早期解消に努めます。
- いじめアンケートの実施
 - 学校アンケートの実施
 - 子ども理解支援ツール等の実施
 - 学校運営協議会等での情報交流
 - いじめ防止啓発授業の実施

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和6年度の上西春別小学校のいじめ対策組織担当窓口は、教頭（中野）です。

連絡先0153-77-2050（上西春別小学校）

北海道教育委員会等の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話） （メール）	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
子供の SOS 相談窓口（電話）	0120-0-78310	毎日 24 時間
根室教育局教育相談電話（電話）	0153-24-5831	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター